

## アクトワンリーガルレポート vol. 117(24C45・2024/12/02)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

**テー マ** : グレーゾーン解消制度

### **ノー・アクション・レターとグレーゾーン解消制度**

- (1) 我が国においては、新規事業の立上げ・参入にあたって、行政上の多様な規制がネックとなることが指摘されていたが、2001年にいわゆる「ノー・アクション・レター」制度が導入された。しかし、この制度は、法律上の根拠を有しておらず、「経済構造の変革と創造のための行動計画」に基づく手続指針として閣議決定されたものにすぎず、また、その要件としても行政手続法2条1項に定義する「申請」（3号）に対する処分、又は「不利益処分」（4号）の根拠を定める場合に限定されていた。
- (2) そこで、平成26年施行にかかる産業競争力強化法に基づいて導入された制度が「グレーゾーン解消制度」である。即ち、同法第7条は、「新技術等実証又は新事業活動を実施しようとする者は、・・・その実施しようとする新技術等実証又は新事業活動及びこれに関連する事業活動（略）に関する規制について規定する法律及び・・・規定の解釈並びに・・・これらの規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。」と定め、当該主務大臣に回答及び回答内容の公表義務を課している。

### **グレーゾーン解消制度の概要**

- ① グレーゾーン解消制度の詳細については、産業競争力強化法施行規則に定められているが、その要件としては、まず、「新たな事業活動」で「生産性の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるもの」とされており、既存事業には利用できない。
- ② また、グレーゾーン解消制度に基づく照会については、新事業を所管する大臣ではなく、当該事業に関する規制を所管する大臣（規制所管大臣）が照会先であり、かつ回答義務を負うこと、及び当該回答内容が公表されることにも注意を要する。
- ③ さらに、グレーゾーン解消制度を利用した結果、当該事業計画が規制の適用を受けると判断された場合で、企業がその規制の緩和を求める場合には、「新事業特例制度」を活用することができる。この制度は、産業競争力強化法に基づき、新事業者が支障となる規制の特例措置を企業単位で提案できる制度である。

### **実務上の留意点**

以上のとおり、グレーゾーン解消制度は、ノー・アクション・レターに比して使い勝手がよく、現在では、WEB上の新事業（オンラインゲーム・電子契約サービスなど）、AIを利用したサービス等の提供、知的財産権関連事業、ドローンを利用した新事業などに対する行政上の取締りの有無に關し広く使われてきた実績がある。しかし、グレーゾーン解消制度による回答は、あくまで規制所管行政庁の法解釈に基づく見解にすぎない。したがって、当該回答内容が裁判所において覆される可能性も否定できないし、その場合において、当該規制所管行政庁の法的責任を問うることもできないことに注意すべきである。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願ひいたします。

なお、アクトワンリーガルレポートvol.118は、「同性婚を認めないのは違憲か？」(24S44)の予定(2025/2発行予定)としております。以上